

「開放制」教員養成制度の意義と問題点（Ⅱ）

—教育実習に関する大学内制度を中心にして—

Significance and Problems in the "Open" System of Teacher Education (Ⅱ)

—Laying Stress on the System in Colleges and
Universities concerning Student Teaching—

山 崎 清 男
Kiyoo Yamasaki

Abstract

In Japan, as is universally known, the system of teacher education was made as a link in the chain of the reform of educational system after World War II. This system has two fundamental ideas. One is teacher education through the education of colleges and universities, and the other is "open" system. In this "open" system we can get a teacher's certificate at all the colleges and universities recognized by Ministry of Education. It is a matter of course that "open" system is significant from the viewpoint of having trained many excellent teachers for schools.

But recently under this system, the students who want to acquire a teacher's certificate have increased rapidly. And many arguments about this system have been presented. This situation has brought about disorders in educational field. The disorders in educational field is notable especially concerning student teaching. By reason of this situation, a improvement about the system of student teaching was begun to be investigated from every point of view.

A purpose of this paper is to clarify the problems about the system of student teaching that colleges and universities has involved by investigating and analyzing systems in colleges and universities concerning student teaching. We must make an effort to establish a system of student teaching with maintaining "open" system of teacher education.

I 問題の所在

大学での教員養成という現行の教員養成制度は、いうまでもなく戦後教育改革の一環としてその成立をみたものであり、⁽¹⁾「開放制」教員養成制度を基本的理念としている。教育界への幅広い人材を求めたということにおいては、「開放制」教員養成制度に多大の功績を認めることができよう。

しかし、戦後教育改革の中で、「開放制」教員養成制度をかかげて出発した現行教員養成制度も、現在にいたって大きな障害につきあたっているといえよう。たとえば、その第1点として近年論議の的になっている教育実習の問題があげられよう。現行法制下では、教員免許状を取得するためには教育実習の履修が必須要件であるが、「国公私立大学の86%に相当する810校で何らかの種類の免許状が取得できるようになっており、これらの大学の卒業者の33%に相当する約15万人がいずれかの免許状を取得し……免許状の総取得数は約25万件に達している⁽²⁾」といわれている今日、これだけの人数の教育実習生にいかに対処するかということは、大学と教育現場双方に大きな問題をなげかけている。特に教育現場では、教育実習生受け入れに伴う混乱が生じているといっても過言ではない。

このような状況とかがわって、教育実習制度の改善が検討されてきているが、教育実習生を送り込む大学側も、従来のあまりに無策な態度に対し、強く反省をせまられているといえよう⁽³⁾。そこで、大学側も教育実習の事前指導の強化や実習の履修制限などの措置をとってきているが、まだ問題を解決するまでにはいたっていない。

教育実習とは、「大学で学んだ一般教養、専門教養、教職教養などを基盤として、学校教育を成立させる諸条件を教育現場で経験するとともに、大学における教育課程の実習および研究が有機的に統合、実証され、そこで習得した問題を大学の学習や研究に理論的に再構成させることを目的としている⁽⁴⁾」のであり、「現実の学校環境における児童生徒との直接的な接触の過程を通して、経験豊かな指導教員の下で教職的な体験をつみ、教員となるための実践上、研究上の基礎的な能力と態度を養うところに、その本質的な意義が認められる⁽⁵⁾」といえよう。

教育実習は、教師としての職能成長の第1歩であり、教師養成教育と現職教育とを接続させるものである。また教育実習履修学生にとっては、教師への適性・能力を検証する機会という意味をもつ。しかし現状においては、特に一般大学における教育実習が多くの問題点をかかえ、所期の目的を十分にはたしていないように思われる。この理由としては、前述した如く、教育実習生の急増に伴う大学側、教育現場双方の混乱が考えられるが、なによりも重要なことは、大学での養成教育における教育実習の位置づけのあいまいさだといえよう。大学での養成教育における教育実習の位置づけを十分考慮することなく、換言するなら、教育実習における大学の主体性を論じることなく教育実習の改善策を検討しても、それはもはや徒労にすぎないであろう。

II 調査の概要と対象

(1) 調査の目的と概要

教育実習は、教師養成教育の最終段階としてとらえられるべきであるが、本調査研究は、教育実習に関する大学内制度を調査分析することにより、現在大学が内包している教育実習に関する問題点を把握することを主目的としている。なお、本調査は「教育実習に関する調査⁽⁶⁾」として、私自身も参加している「現代教職研究会」が作成・実施したものである。調査内容は、(1)教職課程の概要、(2)教育実習制度、組織、諸経費、(3)教育実習の指導と評価、(4)教育実習運営上の問題点、について116項目の設問から成り立っている⁽⁷⁾。

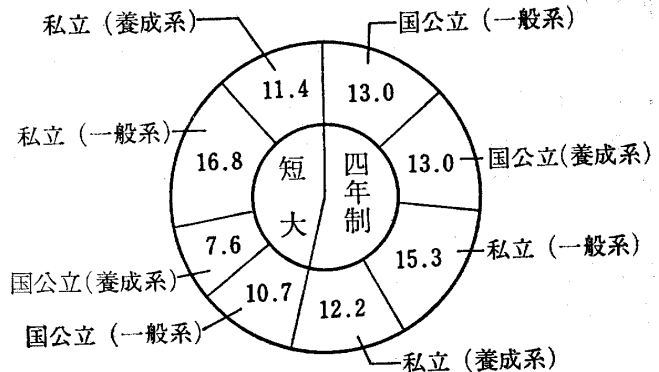
(2) 調査の対象及び方法

調査は、昭和56年6月下旬から上旬にかけておこなわれた。調査対象校として、教員免許状の取得が可能な大学（短大を含む）を156校選定した。そして当該大学（学部・学科）で教育

「開放制」教員養成制度の意義と問題点（Ⅰ）

実習を担当している事務担当者あてに質問紙を郵送し、記入後返送を願った。131校より回答が得られ、回収率は84.0%であった。その内訳は、図1の通りである。なお4年制大学70校、短期大学61校であった⁽⁸⁾。

図1 調査校の内訳（%）



Ⅲ 教育実習に関する学内制度及び組織・機構

(1)教育実習の履修制限

今日、何らかの教員免許状の取得が可能な大学（短大を含む）は多いが、はたして、これらの免許状が有効に活用されているか、となると、多くの疑問が生じるように思われる。本調査結果によると、4年制大学においては、免許状取得者の30%以上が教職に就いているが、短大では免許状取得者の10%以下しか教職につかないという大学が、60%にも達している⁽⁹⁾。

このような状況から判断するなら、単に免許状の取得のみを目的として、教職課程を履修している学生が多いと考えられるが、これも実習生急増の大きな要因といえるだろう⁽¹⁰⁾。こうした中で、教育実習に関する大学の主体性の有無が問題化してきているのである。すなわち、大学の従来あまりにも無策な態度に強い批判があげられているのである。では、大学はいかなる方法をとることによりこの状況に対処しようとしているのであろうか。一般的にいうなら、教育実習の履修制限を設けることによってであろう。教育実習の履修制限の有無をたずねたものが表1である。

何らかの形態で履修制限を設けている大学は、全体的にみるならば80%に達する。「単位・科目による制限」は、各大学とも実施しやすいのか比較的高い。しかし、裏をかえすなら、20

表1 類型別にみた教育実習の履修制限 (タテ 100%)

	国公立	私立	四年制	短大	一般系	養成系	全体
単位・科目による制限	44.8	60.3	61.4	44.3	66.4	39.7	53.8
その他の制限	20.7	28.8	22.9	27.9	19.2	32.8	25.4
なし	32.8	9.6	14.3	26.2	16.4	24.1	20.0
NA	1.7	1.4	1.4	6.1	0	3.4	0.8

表2 教育実習の履修制限×大学特性

	学生総数 (人)				免許取得学生数 (人)			
	~200	201~500	500~	NA	~100	101~250	251~	NA
単位・科目による制限	33.3	60.0	64.0	40.0	46.9	59.0	51.3	100
その他の制限	13.9	30.0	28.0	40.0	18.4	25.6	35.9	0
なし	50.0	7.5	8.0	20.0	32.7	15.4	10.3	0
NA	2.8	2.5	0	0	2.0	0	2.6	0

%の大学は、全く履修制限を設けていないことになる。これを大学類型別でみると、履修制限を設けていない割合は、国公立大学の方が私立大学より、短大の方が4年制大学より、養成系の方が一般系より高い。教育実習履修制限を設けていない割合は、国公立大学に多くみられるが、付属校の併設などとも関係しているのかもしれない。

教育実習履修制限の有無と総学生数及び免許状取得学生数とクロスしたものが、表2である。学生数が多いほど、また免許状取得者数が多いほど履修制限をする傾向がみられる。学生数が多いほど、また免許取得者数が多いほど制限を設けているのは、単なる免許状の取得を目的とした教職課程の履修者の増加を抑制することをねらっているといえよう。たしかに「開放制」教員養成制度は、大学においてある一定の単位を履修することにより、教員免許状の取得を可能ならしめているが、しかし、それは無条件的な免許状取得を意味していない。当然のことながらある一定基準の制限は必要であるが、その制限基準をどこに求めるかが論究されねばならないだろう。

(2)教育実習に関する委員会の有無

教員免許状取得希望者の増加に伴い、教育実習の実施をめぐる困難さ、複雑化が増大する傾向を示す中で、「大学の責任」において教育実習をより効果的・能率的に遂行するためには、大学内部に実習にかかわる組織・機構が設置され、機能的に作用してはならないと思われる。換言するなら、組織・機構の設置は、「大学の責任」の所在の明確化や、実習の円滑な運営と密接な関係があるといえよう。それ故、かなりの大学において種々の形態ではあるが、実習に関する組織・機構が設置されているのではないかという仮設のもとに調査を試みた。

教育実習に関する委員会の設置状況及び機能の態様は、いうまでもなく、大学類型や大学内部事情（実習の位置づけ等）や外部事情（実習校とのかかわり方等）により、多様な観を呈すると思われる。しかし、前述した如く「大学の責任」において実習を遂行するためには、実習に関する委員会が設置されているべきだといえよう。委員会の設置状況を調べたものが表3である。

表3 教育実習に関する委員会の設置状況

(タテ 100%)

	全 体	4年制大学				短 大							
		4年制大	短大	国公立	私立	国公立一般	国立養成	私立一般	私立養成				
専門委員会設置	51.9%	62.9	39.3	73.5	52.8	47.1	100.0	40.0	68.8	50.0	20.0	31.8	53.3
専門委員会ではないが設置	19.1%	18.6	19.7	11.8	25.0	23.5	0.0	35.0	12.5	21.4	10.0	18.2	26.7
特になし	22.9%	10.0	37.0	5.6	13.9	11.8	0.0	10.0	18.8	28.6	90.0	45.5	20.0
その他	3.1%	2.9	2.0	0.0	5.6	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0	4.6	0.0
N・A	3.0%	5.6	11.3	8.8	2.7	17.6	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計(N)	100(131)	(70)	(61)	(34)	(36)	(17)	(17)	(20)	(16)	(14)	(10)	(22)	(15)

全体として、51.9%の大学が委員会を設置している。また専門委員会ではないが、実習を審議・検討する委員会も19.1%あり、何らかの形態で委員会を設置している大学は70%を越える。4年制大学と短大を比較した場合、短大の方が設置率がひくい。国公立短大養成系のように、委員会が特に設置されていない大学も60%ある。逆に国立4年制養成系は、専門委員会設置率が100%である。この委員会設置率を学生数による規模別とクロスしてみると、小規模校(学

「開放制」教員養成制度の意義と問題点（Ⅱ）

生数1～200人)ほど委員会設置率が低くなる傾向を有するが、学生数や免許取得者数が少ない場合、とりたてて委員会の設置を必要としないと考えているからかもしれない。

一般的にいうなら、委員会の設置は、形式的には実習にかかわる「大学の責任」の明確化への一プロセスとして考えられようが、内実的には必ずしもそうとは考えられない場合もあり得る。例えば表4は委員会メンバーの決定方法であるが、養成系で「推せん・指名」による決定方法が多くとられているにしても、一般系では「所属・職務・担当」などによる自動的決定が多くみられる。養成系では、比較的多くの人が実習にかかわるので「推せん・指名」方式が多いと考えられるが、一般系では教職課程担当者を中心にした固定的な決定方法であると思われる。以上のことだけから判断するのは極めて短絡的であるが、特に一般系大学における委員会(さらにいうなら教職課程)が、全学的コンセンサスの下で作用しているか否か疑問の残るところである。⁽¹¹⁾

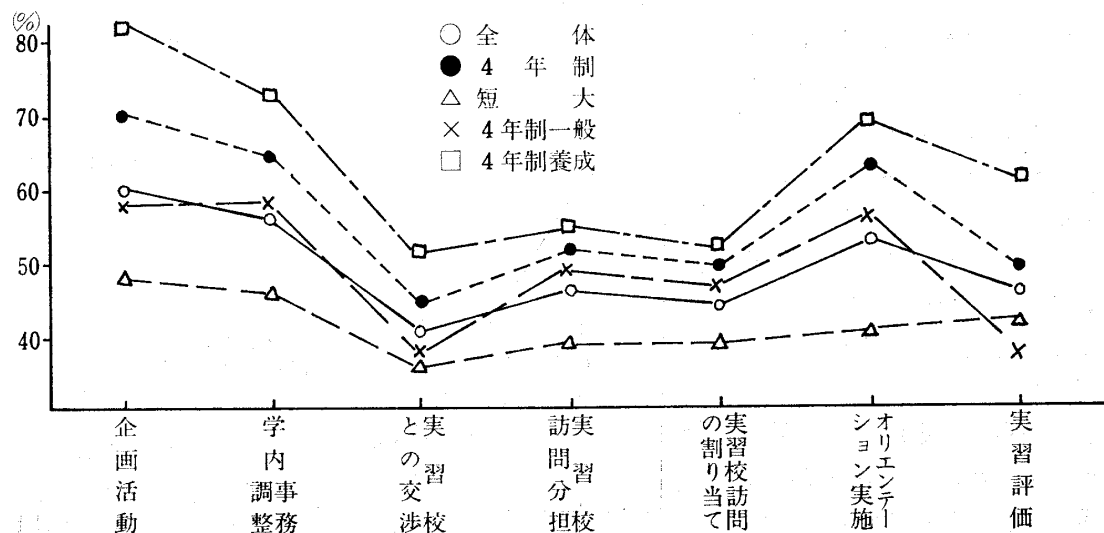
表4 委員会メンバーの決定方法

	全 体	4 年制大学						短 大			
		4 年大	短大	国 公 一 般	国 公 養 成	私 立 一 般	私 立 養 成	国 公 一 般	国 公 養 成	私 立 一 般	私 立 養 成
輪 番 制	1.5	1.4	1.6	0.0	0.0	0.0	6.3	7.1	0.0	0.0	0.0
推せん・指名	19.9	28.6	9.8	17.7	35.3	20.0	43.8	7.1	0.0	0.0	33.3
選 挙	5.3	5.7	4.9	0.0	11.8	5.0	6.3	0.0	20.0	0.0	6.7
自 動 的	31.3	24.3	39.3	23.5	17.7	30.0	25.0	57.1	10.0	50.0	26.7
そ の 他	10.7	15.7	4.9	35.3	23.5	5.0	0.0	0.0	0.0	4.6	13.3
N ・ A	31.3	24.3	39.5	23.5	11.7	40.0	18.5	28.7	70.0	45.4	20.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3)委員会の活動内容

大学に設置された教育実習に関する委員会の活動内容は、実習のあり方をかなりの程度規定すると思われる。大学類型別に委員会の活動内容をみたものが、図2である。委員会の活動内容の選択肢として①「実習に関する企画活動」、②「実習に関する学内の連絡・調整活動」、③「実習校との交渉等の活動」、④「実習校訪問の分担等の活動」、⑤「実習校訪問の割り当

図2 委員会の活動内容(複数回答)



て等の活動」、⑥「オリエンテーション実施等の活動」、⑦「実習の評価等の活動」、⑧「その他」の8つの選択肢をあげ、複数回答を求めた。

選択肢にみられる活動内容では、4年制大学が短大より、また養成系が一般系より委員会の活動率が高い。これは表3からも明らかなように、4年制大学の方が委員会の設置率が高いことや、また養成系と一般系における教育実習の位置づけの差異が考えられる。委員会の活動率を学校規模別でみると、小規模校(1~200人)より、大規模校(501人以上)の方が、委員会の活動率が高い傾向が一定程度見い出せる。次に委員会の設置形態とクロスしてみると、実習に関する専門委員会を設置している場合が、委員会の活動率が高いといえる。

教育実習は、実習校とのかかわり方や関係等においてある程度の規定をうけると思われる。実習校種類と委員会の活動内容をクロスしたものが表5である。付属校が関係している場合、

表5 実習校種類×委員会の活動内容(複数回答) (%)

	企画活動	学内連絡調整	実習校との交渉	実習校訪問分担	実習校訪問の割当	オリエンテーション実施	実習評価
付 属 校	80.0	60.0	40.0	0.0	0.0	60.0	40.0
出 身 校	33.3	41.7	25.0	50.0	66.7	33.3	25.0
協 力 校	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0
付 属・出 身 校	54.6	55.6	27.3	36.4	36.4	45.5	36.4
付 属・協 力 校	77.8	72.2	50.0	50.0	44.4	61.1	66.7
出 身・協 力 校	47.4	50.0	31.6	42.1	36.8	44.7	31.6
付 属・出 身・協 力 校	70.3	58.5	56.1	53.7	56.1	63.4	58.5

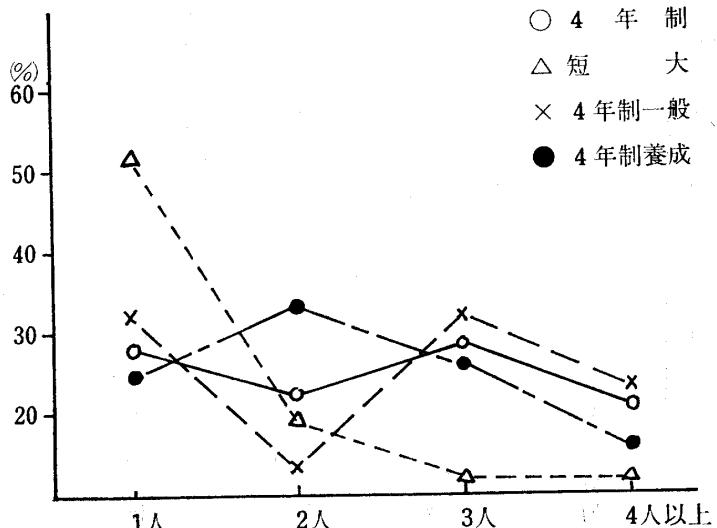
「企画活動」や「オリエンテーション実施」、「実習評価」の回答率が高いが、実習に関する大学側の意向の反映とも考えられる。裏をかえせば、出身校、協力校実習の場合は、実習校依存度が強いといえよう。実習校依存度が強いところでは、「大学の責任」が明確になりにくい。実習の「企画活動」、「オリエンテーション実施」、「実習評価」などは、教育現場と連絡を密に保ちながら、大学がリーダーシップを発揮しなければならない事項である。委員会の設置や委員会の活動内容は、今後大学が実習において主体性を発揮するためには十分考慮されねばならない問題であるといえよう。

(4)事務担当者数及び活動内容

教育実習履修希望者の増加や実習の複雑化に伴い、事務担当者の役割も必然的に重要視されてくる。大学における事務担当者数をみたものが図3である。短大及び4年制国立一般系では、担当者1人という比率が高い。それも、必ずしも教育実習事務専任というわけでもない。

事務担当者の活動内容(16項目の選択肢をかかげた)をみると、活動内容は多岐にわたって

図3 教育実習事務担当者数



「開放制」教員養成制度の意義と問題点（Ⅱ）

るが、4年制と短大を比較した場合、4年制の事務担当者の方がより実習に関与しているといえよう。他の大学類型においてはきわだった傾向性はないが、「実習校訪問のわりあて」や「実習校訪問」、「実習の事後指導準備」などは、実習の指導とかかわりのあることなので、事務担当者の関与が比較的少ない。「実習に関する関係会議に出席」する事務担当者の比率は比較的高く、特に4年制国公立養成系は100%を示している。これは、教育実習の計画・実施等が事務担当者を抜きにしては考えられないからであろう。学校規模別でみた場合、大規模校ほど事務担当者の関与が大きい。

教育実習は、教員組織と事務組織の密接なかかわりの下でより効果的になされると思われる。事務担当者をぬきにしては教育実習の実施が不可能な今日、事務担当者の教育実習に関する意志決定参加もふくめて、再度実習組織のあり方が考えられねばならないと思われる。

Ⅳ 教育実習に関する経費

(1)教育実習経費の徴収

教育実習の実施に関し、しばしば問題視されるのが、謝金等の実習諸経費負担の問題である。教員養成は大学でなされるという基本的原則に立脚するなら、一般大学における教員養成にかかわる部分（教職課程）は、当然正規のカリキュラムに位置づけられるべきことは言うまでもなく、決してエキストラカリキュラムではありえない。とするなら、教員養成の一環としての教育実習にかかわる諸経費も、本来的には大学の予算の中で処理されるべきものであるといつてよい。

教職課程は大学の自主的設置によるものであり、その運営に関しては正規のカリキュラムの位置づけの中で、常に一貫性が保たれねばならないといえる。しかし、現実的には、エキストラカリキュラムの性格で教職課程をとらえたり、受益者負担主義に立ち、教育実習の諸経費を学生から徴収している場合も少なくないと思われる。

以上のような前提の下に、調査を試みたが、その調査結果が表6である。本調査においても、実習必要諸経費を「全額学生負担」とする大学は全体的に36.6%あり、「一部学生負担」とする大学とあわせると、75.5%にもおよぶ。この経費徴収に関しては、表6からも明らかなように、大学類型によりかなり顕著な差異がみられる。特に国公立大学と私立大学の間はその差異が著しい。私立大学では、実習にかかわる諸経費の学生負担率が、国公立大学にくらべてかなり高い。大学財政基盤の依拠するところの差異が、私立大学の場合、受益者負担の原則としてあらわれているのかもしれない。4年制と短大では、短大の方が学生負担率が高い。

表6 実習に要する費用の学生徴収状況 (%)

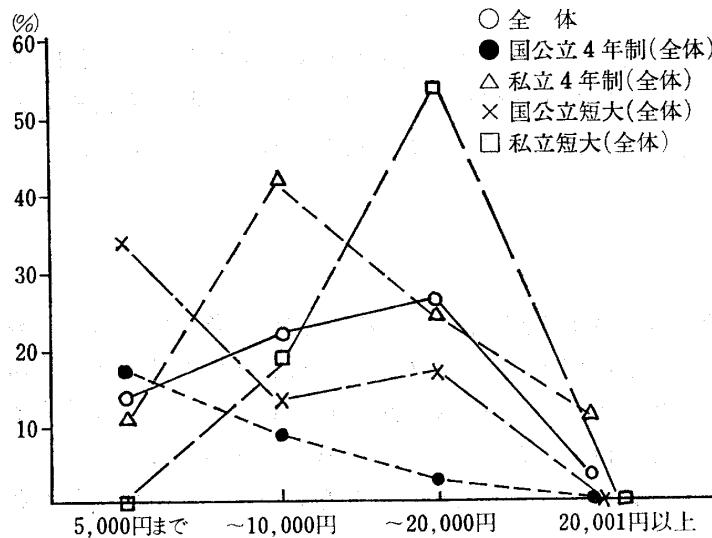
	4年制大学		短大											
	4年制	短大	国公立	私立	国公立一般	国公立養成	私立一般	私立養成	国公立	私立	国公立一般	国公立養成	私立一般	私立養成
学生から徴収しない	31.4	13.1	6.7	0.0	52.9	76.5	0.0	0.0	16.7	10.8	21.4	10.0	4.6	20.0
学生負担	30.0	44.3	2.9	55.6	5.9	0.0	40.0	75.0	16.7	62.2	21.4	10.0	63.6	60.0
一部学生負担	37.1	41.0	32.4	41.7	41.2	23.5	60.0	18.8	66.6	24.3	57.2	80.0	31.8	13.3
その他	1.5	1.6	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	6.2	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	6.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

なお、この実習必要諸経費は、「教育実習謝金」や「教育実習費」という名目で徴収されている。

(2)実習経費徴収金額及び使途

教育実習必要諸経費を別途徴収している場合の徴収金額をみたものが、図4である。全体的には、2万円までの割合いがほとんどであるが、徴収金額は大学類型により差異がみられる。

図4 1人あたり実習経費徴収金額



4年制大学及び短大をとわず、国公立大学と私立大学を比較すると、私立大学の方が徴収金額が高い。前述したように、財政基盤の差異によるのかもしれない。

また、私立大学における一般系と養成系の比較では、養成系の方が徴収金額は高い。これは教育実習に関し、より多くの手続きや指導を要するという結果かもしれない。

では、この徴収金額はどのように使用されているのであろうか。この使途を調べてみると、「実習

校への謝金」(4年制 77.1%、短大 93.4%)の占める割合が高いが、「実習ノート費」、「実習教材費」等多方面に支出されている。なかでも「派遣指導教員の旅費・交通費」(国公立 38.2%、私立 55.6%)、さらには「派遣指導の手当・日当」(国公立 8.8%、私立 38.9%)にも支出されている。このような状況から判断するなら、大学における教員養成のあり方を考える時、多くの疑問が残るように思われる。

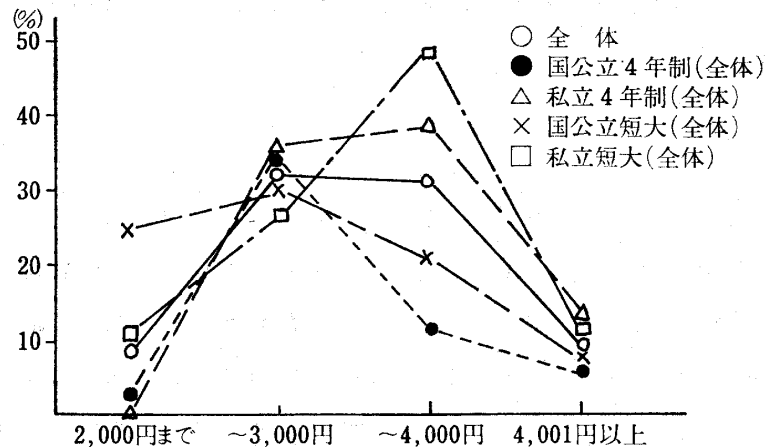
(3)実習校への謝金額

今日、特に出身校や協力校実習においては何らかの形で謝金を払うことが一般化しているが、この謝金のあり方が論議的になってきている。これは、謝金の意味内容が不明瞭なことがその主なる原因と考えられる。

実習校への謝金額(1週1人あたり)をみたものが、図5である。回答は最高5,000円までであったが、国公立大学の場合2001~3000円が多く、私立大学の場合3001~4000円が多い。一般系と養成系の比較も同傾向を示しているが、私立一般系と養成系では逆転している。

謝金額は、各大学類型とも低額から高額にわたっている

図5 実習校への謝金額(1週間1人あたり)



が、4001～5000円の高額への回答率は私立大学が高い割合を示している。いずれにしても、謝金額の高低はあるにしても、国公立大学・私立大学をとわず謝金は支払われている。この謝金の問題も、今後教育実習の位置づけの中で、大学と実習校が共に解決していかなければならない問題である。

V 教育実習に関する指導

教育実習も大学の研究教育活動の一環である以上、単位認定のための指導と評価がなされる対象であることはいうまでもない。特に教育実習の困難さが増大する中で、従来ややもするとおざなりにされてきた大学側の実習指導は、教育実習における「大学の責任」、主体性とかかわって、そのあり方が問われてきているように思われる。教育実習指導が十分なされえないところに、実習の効果を期待することはできない。それ故、大学側もその重要性を十分認識し、実習の指導にあたる必要があるといえよう。

しかし、特に一般大学における出身校実習では、実習校や期日の分散化、遠隔地化が進行し、大学による実習中の指導が十分におこなわれないような場合も考えられ、大学側も対応に苦慮しているといえる。このような状況をふまえながら、実習を効果的に遂行するためにはいかなる指導法がとられるべきかが、今後十分に検討されねばならない。

(1) 事前指導の形態と時間

教育実習を履修する学生には、程度の差はあれ、事前指導がおこなわれているといえよう。もちろん、効果的実習を遂行するために事前指導は重要であるが、大学も学生を教育現場に送り出す不安もあり、事前指導には力を入れているように思われる。

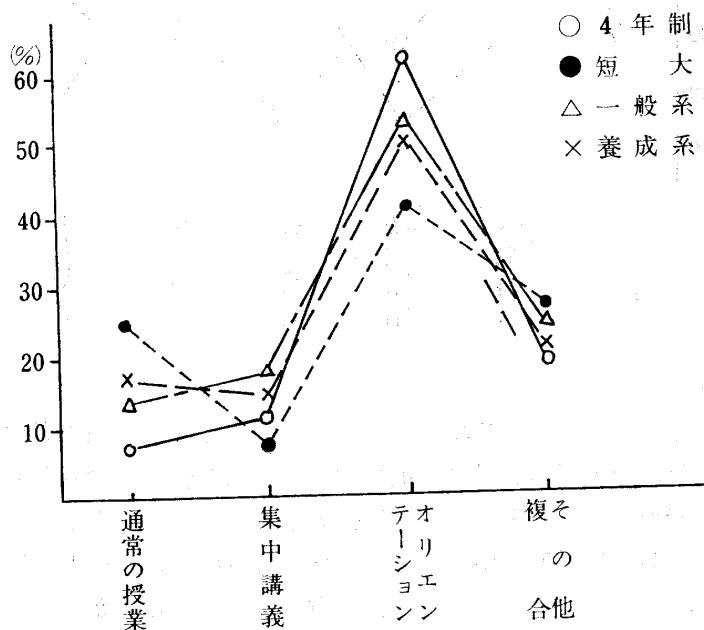
この事前指導の形態についてみたものが図6である。選択肢として、①「通常の授業として時間割の中で行なう」、②「集中講義形式で行なう」、③「オリエンテーション形式で行なう」、④「特に行なわない」、⑤「その他」、をかかけた。

全体としては、オリエンテーション形式が52.7%で最も多い。大学類型でみると4年制国公立一般系ではオリエンテーション形式が82.4%もしめている。授業形式は、短大に多くみられるが、これは短大のカリキュラムが比較的つまっており、オリエンテーション等の特別な時間がとりにくいため

かもしれない。なお、ごくわずか(0.8%)ではあるが、事前指導をおこなっていない大学があった。多いに問題があろう。

この事前指導の形態を免許状取得者数とクロスさせてみると、免許状取得者数が多いほどオ

図6 事前指導の形態



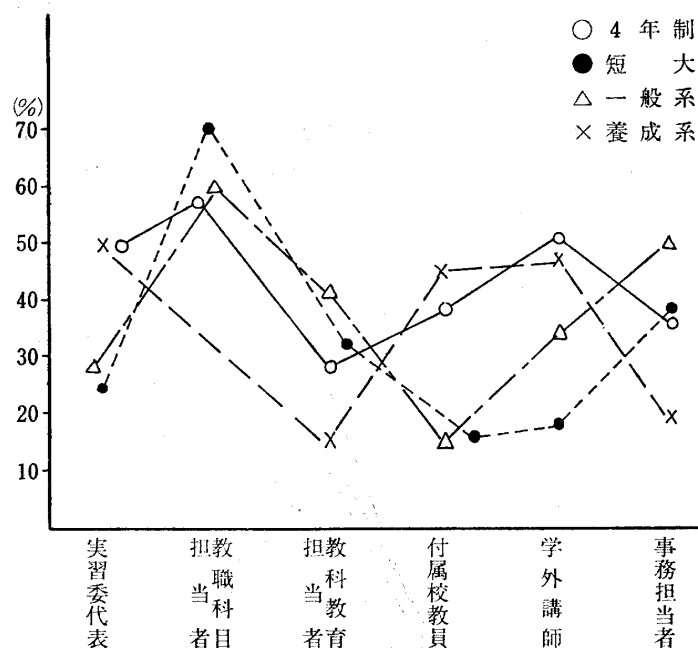
リエンテーション形式が多く、また実習組織が整っているほどオリエンテーション形式が多い。これはそれだけ教育実習を、大学の教育課程の中に組み込み、計画化しているということがいえるかもしれない。

次に事前指導の時間数をみてみると、平均事前指導時間数は8.0時間であるが事前指導の形態とも関係していよう。大学類型別にみると顕著な差がみられる。4年制国公立養成系が12.1時間を充て、ついで短大私立一般系の11.3時間、4年制私立養成系の9.8時間と続く。最も少ないものが、4年制国公立一般系の4.2時間である。これは養成系の約3分の1時間にしかすぎない。大学における教育実習の位置づけとも関係しようが、あまりにも形式的な事前指導しかしていないように思われる。

(2)事前指導の担当者

教育実習を効果的に遂行するための実習に関する指導の必要性は、すでに述べた通りである。この指導内容をより豊かなものにするためには、適切な指導者を必要とする。大学における事前指導の担当者をみたものが図7である。

図7 事前指導の担当者（複数回答）



全体的には教職関係科目担当者が63.4%と最も多く、次いで実習委員会などの代表者が38.2%である。しかし、この事前指導担当者は、大学類型において顕著な差がみられる。特に4年制国公立養成系は付属校教員の割合が88.2%と高く、また実習委員会などの代表者も76.5%と高い。これは国立養成系大学の実習に関しては、付属校が大きなウェイトを占めており、付属校との連けいが強いが故に、付属校の教員が実習の事前指導者としてはたす役割りも大きいといえよう。実習委員会などの代表者の割合が高いのも、実習委員会組織などの整備が考えられよう。

う。

4年制私立大学及び短大においては、教職科目担当者が事前指導者である割合が高いが、これは教職課程（科目）担当者のおかれた位置、役割からくる必然的結果といえよう。この事前指導の担当者を、「免許取得者数」及び「就職率」、「実習関係組織」とクロスさせてみると、免許取得者数が多いほど、また就職率が高いほど、実習関係組織率が高いほど、実習委員会などの代表者や教職科目担当者が多くなる傾向がある。事前指導は、「大学の責任」、主体性の下でおこなわれるのは当然であるが、事前指導の担当者を大学関係者のみに限定する必要はないように思われる。教育実習の意味あいも考えて、教育現場経験者等、幅広く人材を求めべきだと思われる。

「開放制」教員養成制度の意義と問題点（Ⅱ）

(3)事前指導の内容

事前指導の内容としてどのようなものが考えられるだろうか。表7は、事前指導の内容をたずねたものである（複数回答）。選択肢として、①「教育実習の意義や目的」、②「教育実習の心得・注意事項」、③「授業の方法・技術」、④「学校教育の総合的な解説」、⑤「実習経験者の体験談」、⑥「その他」、の6項目をかかげ複数回答を求めた。「教育実習の意義や目的」⁽¹³⁾、「教育実習の心得・注意事項」など、総論的なものは、ほとんどの大学でおこなわれている。

表7 事前指導の内容（複数回答） (%)

	全体	4年制大学				短大					
		4年制	短大	国公一般	国公養成	私立一般	私立養成	国公一般	国公養成	私立一般	私立養成
実習の意義・目的	94.7	95.7	93.4	100	88.2	95.0	100	92.9	80.0	95.5	100
実習の心得・注意事項	97.7	95.7	100.0	100	82.4	100	100	100	100	100	100
授業の方法・技術	71.8	62.9	82.0	52.9	76.5	70.0	50.0	71.4	90.0	90.9	93.3
学校教育の解説	56.5	58.6	54.1	58.8	58.8	60.0	56.3	50.0	40.0	54.6	66.7
体験談	35.9	34.3	37.7	5.9	29.4	45.0	56.3	35.7	30.0	40.9	40.0
その他	16.8	18.6	14.8	23.5	17.7	30.0	0.0	28.6	30.0	0.0	13.3

大学類型でみると、4年制国公立養成系は、他の大学類型にくらべて「意義や目的」、「心得・注意事項」への回答率が少ない。教員養成を目的とした大学であるため、このようなことはとりたてて事前指導の中でおこなう必要がないのかもしれない。短大において「授業の方法・技術」への回答率が高いのは、カリキュラム構成上の不十分さを補う配慮があると思われる。以上のような項目にくらべると、「学校教育の解説」はあまりおこなわれていない。教育実習がきわめて短い期間で、それも主として授業が大きなウェイトを占めている以上、教育制度をふくめた学校教育の総合的な解説まではとりたてて必要ないという意見があるのかもしれない。「実習経験者の体験談」は、4年制私立養成系に多くみられる。

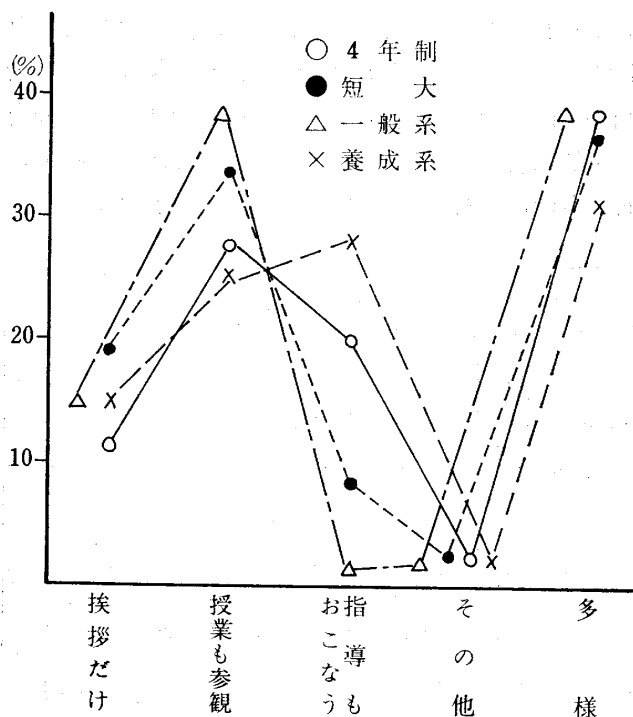
教育実習の事前指導の内容は、教員養成における実習の位置づけを十分考える中で、実習を担当する大学、教育現場両者が協力して確立しなければならないと思われる。

(4)実習校への教職員の派遣範囲と活動内容

一般に事前指導はよく論議的になるが、実習中の指導ということになると、ややもすると無視されがちである。「大学の責任」の下で教育実習がおこなわれるとするなら、実習期間中、実習校の実習生への指導も当然おこなわれてしかるべきである。しかし、前述した如く、出身校実習による実習校の分散化により、実習中の指導がうまくいっていないのが実状のように思われる。

実習期間中、実習校への大学教職員の派遣状況を調べるため、選択肢として①「全員についておこなっている」、②「大学の近圏に限りおこなっている」、③「特定の学生に限りおこなっている」、④「特定の教科に限りおこなっている」、⑤「特におこなっていない」、⑥「その他」、をかかげ回答を求めた。全体的にみると最も多いものが「近圏についておこなっている」で、44.3%であった。つづいて「全員についておこなっている」で、29.0%であった。これは、4年制国公立養成系が付属校実習をおこなっているもので、その結果として29.0%という数字を示したと思われる。その他は、状況に応じていろいろな組み合わせの複合状態であるが、やはり実習校数の増加や分散化・遠隔地化により、教職員の派遣も思うようにいかないといえよう。

図8 派遣による活動内容



教職員の派遣による活動内容をみたものが図8である。最も多いと思われるケースを、①「実習校への挨拶だけ」、②「授業の参観もする」③「実習校での指導もおこなう」、④「その他」の中から選択してもらった。全体的に最も多くみられたものが、その時々による組み合わせである(35.9%)。つづいて「授業参観」(30.5)、「挨拶だけ」(15.3%)と続く。大学類型でみると、4年制国公立養成系は実習校での指導の割合が他とくらべてずいぶん高い(18.8%)。これは付属校実習ということが大きく関係していよう。

この活動内容を免許状取者数、就職率及び実習関係組織とクロスしてみると、免許状取得者数が多いほど、また

就職率が高いほどさらに実習関係組織が整っているほど、実習校での指導の割合が高いという傾向がある。

教育実習中の指導は、事前指導や事後指導にくらべて適切な指導がなされえない場合が多い。理由は、前述した如くであるが、大学側の時間的・人的条件、さらには大学自体の指導力の問題も考えられよう。⁽¹⁴⁾しかし、「教育実習の効果を上げるためには、大学と実習校の教員が相互に協調して、実習期間中の実習生の指導に当たらなければならない。大学は、教育実習の連絡・指導教員を配置し、実習校側との連絡や実習生の指導に当たらせるとともに、実習生の研究授業や反省会などの行事には、関係教員を派遣することが必要である」という指摘もある⁽¹⁵⁾ように、実習中の指導は大学と教育現場の接点という観点からも十分に考えられねばならない。

(4)事後指導の形態

事前指導及び実習中の指導と同様、その重要性にもかかわらず、実習後の指導は事前指導、実習中の指導以上に軽視されてきた感がある。しかし、事後指導は、実習校での多様な実習経験をしてきた実習生に、「大学の責任」において実習そのものを再確認させる意味をもっていると思われる。この教育実習の事後指導の形態をたずねたものが表8である。

全体的には「通常の授業として時間割のなかで行なっている」が最も多く、26.7%である。「大学の正式行事」としておこなっている場合は、14.5%にすぎない。大学類型でみると、「通常の授業」形態は、4年制国公立一般系が64.3%で最も多い。顕著な点は事後指導を「特におこなわない」という大学が多いということである。4年制国公立一般系にいたっては64.7%の大学がおこなっていない。養成系でも35.5%の大学がおこなっていない。4年制と短大を比較した場合短大より4年制の方が、また国公立と私立を比較した場合、国公立の方が事後指導をおこなっていない割合が高い。

「開放制」教員養成制度の意義と問題点（Ⅰ）

表 8 事後指導の形態

(%)

	全体	4年制大学		短大				大			
		4年制	短大	国公一般	国公養成	私立一般	私立養成	国公一般	国公養成	私立一般	私立養成
通常の授業として	26.7	17.1	37.7	11.8	17.7	25.0	12.5	64.3	40.0	27.3	26.7
大学の正式行事	14.5	10.0	19.7	5.9	0.0	5.0	31.3	21.4	20.0	18.2	20.0
学生主催・個別指導	15.3	17.1	13.1	0.0	35.3	15.0	18.8	7.1	0.0	31.8	0.0
特におこなわない	25.2	35.7	13.1	64.7	35.3	25.0	18.8	0.0	20.0	13.6	20.0
その他	18.3	20.0	16.4	17.7	11.8	30.0	18.8	7.1	20.0	9.1	33.3

いずれにしても、事前指導にくらべて事後指導は、はなはだしく軽視されているといえる。大学で学んだことを実習経験を通していっそう深め、「あるいは継続的にこれに取り組ませるように、大学の指導教員が適切な指導・助言を与える必要がある⁽¹⁶⁾」。そのために事後指導は必要なのであり、決して軽視されるべきものではない。

Ⅵ おわりに

以上、大学内制度を中心に教育実習の実態や疑問点を概略的に述べたにすぎないが、この調査結果等を参考にしながら、若干の問題点を提示し、まとめにしたいと思う。

「開放制」と大学での養成を基本原則とした現行教員養成制度ではあるが、高等教育機関の増加と、それに伴う教員免許状取得希望者の急増により、「開放制」理念とはうらはらに諸矛盾を呈するにいたった。それは、現行の教育実習制度の中に集約できよう。現行の教育実習制度が内包している問題点は、すでに指摘したが、教員養成を主目的とする国立4年制大学・学部では、比較的教育実習に対する条件整備がなされているといえる。しかし、短大や一般系大学の場合、条件の不備がみられ、多くの場合教職課程担当者に負担がのしかかり、実習校の確保もふくめて、教育実習がより困難な状態におちいつているといえよう。

たしかに教職課程の設置（それに伴う教育実習）・運営は、「大学の責任」、主体性に基づいておこなわれるものであるが、今日はたしてそれがうまく機能しているか否かがとわれなければならない。教職課程のエキストラ的性格が存在するところでは、「大学の責任」、主体性はありえない。従来、教育実習制度が問題化した場合、ややもすると大学は対処療法的にのみ問題解決をはかってきたように思われる。しかし、それでは真の問題解決にならないことはいうまでもない。今なすべきことは、「開放制」の理念を堅持しつつ、いかにして教育実習制度を確立するかということであり、そのためには、大学・教育現場・行政が協力体制をとりつつ、問題解決の方途を追求することが必要である。

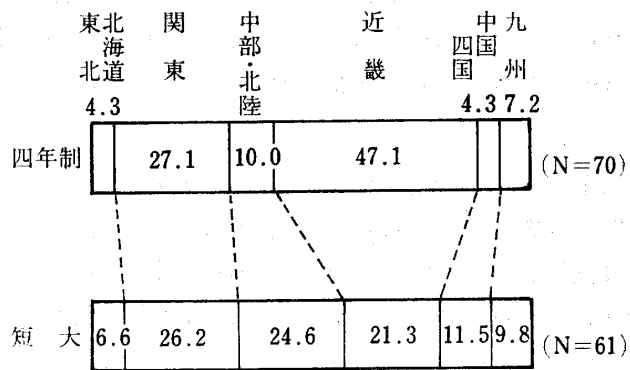
(注)

- (1) 拙稿「『開放制』教員養成制度の意義と問題点—教職課程履修学生の意識調査を中心に—」
大分県立芸術短期大学研究紀要第18巻 1981年 1頁
「開放制」教員養成制度を基本的出発点とした現行の教員養成制度ではあるが、現在、その基本的な理念とはうらはらに大きな矛盾を呈している。
- (2) 文部省『教育実習の改善充実について—教育職員養成審議会教育実習に関する専門委員会報告』
1978年 3—4頁
- (3) 教育実習の実施が困難さを増すにつれ、実習遂行の効率化、円滑化を目ざして、教育実習に関する連絡協議会等が各方面で組織化されてきている。これは、教育実習に対する大学側の積極的取り組みの姿勢の

あらわれといえるかもしれない。

- (4) 日本教育大学協会第3部会編著『教育実習の研究』 学芸図書 1977年 10頁
- (5) 文部省『教育実習の改善充実について』（前掲書） 2頁
- (6) 本調査は「現代教職研究会」が作成・実施したものであるか、同研究会は昭和55年度より、教師教育の全体構造を明らかにすべく、その制度、運用の実態、意識を分析の軸として研究を続けてきている。これらのプロセスを通じて、現在の教師教育の問題点を解明するとともに、その連続的過程の理念を構築することが本研究の全体的課題である。なお、研究結果はその都度、日本教育行政学会で発表してきた。
- (7) 本小論では、教育実習制度、組織、諸経費、及び指導を中心にして論述している。なお、教育実習に関する同種の研究としては①国立大学協会教員養成制度特別委員会『大学における教員養成』昭和55年）、②関東地区私立大学教職課程連絡協議会『ニュースレター』第10・11号（昭和56年）などがある。しかし以上の調査は調査対象に一定の制約があり、必ずしも教育実習を総合的に解明しているとはいえない。

(8) 全国の大学（短大を含む）を、①4年制と短大、②国公立と私立、③一般系と養成系、に留意して選定した。地域的分布は図に示す如くである。



- (9) 4年制大学では、主に国立養成系大学があるのでこのような結果になっていると思われる。実際問題としては、就職率10%以下の大学もかなりあると思われる。
- (10) 一般的にいて、将来教員を志望していなくても、お茶やお華の免許をとるつもりで、教職課程を履修している場合も多いといえよう。昭和55年におこった調査からも明白である（拙稿「『開放制』教員養成制度の意義と問題点」、大分県立芸術短期大学研究紀要第18巻参照）。

しかし、現在教員採用試験の困難度が増しているのに、教員志望率が低下している側面も考えられる。

- (11) 教育実習に関する委員会設置率は、4年制国公立養成系においては100%の設置率であるが、一般系になると低くなる。特に短大にいたってはもっと低くなる。これは、大学内における教育実習の位置づけの差異のあらわれといえよう。大学の責任の明確化や主体性を考えるなら、大学がいかに実習にかかわるべきか十分考慮されねばならない。ややもすると、一部の者だけにまかせっぱなしという傾向もみられるが、全学的コンセンサスの下での教育実習であることを再確認する必要がある。
- (12) 教育実習費の使途は、実習校種類によっても異なる。一般的に言うなら、付属校実習の場合は、全体的に費用の支出が少ない。
- (13) 教育実習の履修に際し、一般的に使用されていると思われる、市販されている教育実習ガイドブックをみると、多くの内容が盛り込まれている。その中には、実習生の服装・態度や言葉づかい等社会的常識にふくまれるものも多い。大学としては、実習校への配慮としてこのような内容を事前指導としてとりあげていると思われるが、大学の事前指導として適切か否か疑問が残るように思われる。
- (14) 出身校実習の場合の実習中の指導は、多くの困難が伴うと思われる。特に大学と教育現場とのつながりがうすいような場合、教育現場では必ずしも大学の指導を期待していないように思われる。大学に対する批判が強い場合も多いといえる。
- (15) 文部省『教育実習の改善充実について』（前掲書）
- (16) 同上 13頁

この調査結果からもわかるように、事後指導はかなり軽視されている。教育現場も実習生受け入れの際には、事前指導のあり方を強調するが、事後指導に関しては従来ややもすると軽視しがちであったように思われる。大学と教育現場の統一化された指導が望まれる。